

●外国為替に関する省令第八條第二項第四号及び別表第一号ホの規定に基づき、財務大臣が指定する書類を指定する件（平成二十七年財務省告示第三百四号）

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第八條第二項第四号及び別表第一号ホの規定に基づき、財務大臣が指定する書類を次のように定め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から適用する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七條第一項に規定する通知カード